

新潟県国民健康保険団体連合会

理 事 会 議 事 録

令 和 4 年 2 月 10 日

自治会館本館「301 会議室」

出席者 理事本人による出席 13名（うち3名リモート）
書面による出席 2名
欠員 1名

開 会 午後2時45分

開 会 宣 言

（星総務課長が開会宣言を行う）

理 事 長 挨 拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 小林理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃から本会の業務運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の変異株の急拡大により、本県も1月21日から「まん延防止等重点措置区域」の適用となり、不要不急の行動自粛や感染防止対策の徹底が求められております。保険者の皆様におかれましては、感染防止に配慮しながら各種事業に取り組まれておりますことに、深く敬意を表します。

さて、このような中、本会は国から「新型コロナウイルスワクチン接種の住所地外機関での実施に係る費用決済業務」への協力要請があり、2回目に引き続き、3回目の追加接種に関して業務を遂行するとともに、市町村の皆様の業務軽減に貢献して参ります。

また、国保総合システムに関して、政府の方針に基づき、昨年度末に示されました「審査支払機能に関する工程表」に則り、令和6年度、令和8年度にシステム更改が予定されております。

令和6年度の更改に必要な費用は、各連合会や国保中央会が保有している全ての財源を充てても156億円が不足となるため、不足分を国庫補助獲得の要請をし、本年度に54億円の措置がされたところです。残りの百数億円につきましては引き続き要請して参ります。

今後、国保総合システムの8年度の更改費や運用費の増嵩も見込まれ、そのための財源確保が喫緊の課題であります。本会はその課題解決のために、国庫補助獲得に向けた要請はもとより、新たな積立の開始や経費削減対策を講じ、保険者の皆様へ早期の情報提供を行いながら対

応して参ります。

また、これまで同様、医療費・介護給付費等の正確な審査支払業務を実施するとともに、共同事業の拡大・拡充による保険者事務の負担や経費の軽減、KDB データを活用した予防・健康づくり並びに、重症化予防推進をはじめとする保健事業等の各種の支援強化を図って参ります。

保険者の共同体である本会の立場を十分に認識したうえで、より一層の保険者の負託に応え得るよう、県をはじめ市町村、国保組合、関係者と関係を密にし、本県の安定的な国保運営に寄与する団体として、その責務を果たしていく所存であります。

最後になりましたが、本日の理事会は、令和 4 年度「事業計画」、「各会計予算案」並びに「ICT 積立資産への積立」などをご審議いただき、第 151 回通常総会に提出するものであります。後ほど、事務局より説明がありますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

議 事

【議長 小林理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。

差し支えなければ私から指名させていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしの声をいただきましたので、私から指名させていただきます。

三条市の滝沢市長さん、建築国保組合の佐藤理事長さんのお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。まず始めに議決事項の(1)「規則の一部改正(案)」について、事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。本日は大変ご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは議決事項(1)「規則の一部改正(案)」について、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料No.1の1ページをお開き下さい。要旨一覧にてご説明いたします。取扱等の変更に伴う一部改正でございますが、文書取扱規則は公印押印に関する取り扱いを明文化するもの

で、職員給与規則は令和4年度以降の期末手当を県人事委員会勧告にならい6月、12月支給をそれぞれ0.05月減とするもの、国民健康保険事務共同処理業務規則は新たな業務について明文化するものです。

続いてコンプライアンス規程・診療報酬審査支払規程は現行制度との整合性を図る文言の修正・追加でございます。以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(1)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

ご質問等がないようですので、原案のとおりご承認いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

続きまして、議決事項の(2)から(6)の5議題につきましては、通常総会に提出する議題となります。よろしくご審議のほどお願いします。

それでは、議決事項の(2)「本会保有システムの更改費用とICT積立資産への積立について」、事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

それでは、議決事項(2)「本会保有システム更改費用及び更改に伴うICT積立資産への積立について」、ご説明いたします。こちらの議案につきましては、文章での説明は非常に分かりにくいものでございますので、本日机上に配布させていただいた図解にて説明させていただきます。大変恐縮ではございますがお手元にご用意願います。

本議案は、本会保有システムはクラウド化を標準とする国の方針などにより、更改費・運用費の大幅増が見込まれております。手数料の急激な増額を避けるため、ICT積立資産への積立を開始させていただきたいことが趣旨でございます。

まず「本会及び国保総合システムを取り巻く状況」でございます。上段でございます国の方針ですが、国保総合システムを含む本会保有システムは、国の方針「クラウドバイデフォルト」に従いクラウド化を標準とすることが求められております。

クラウド化は短期的には費用は増加しますが、中長期的にはハードウェア等調達が必要と

なり、安価で効率的なものとなります。

更に国保総合システムについては、システム開発も国の方針「審査支払機能に関する改革工程表」に従った開発が求められ、社会保険診療報酬支払基金との共同開発・共同利用として令和6年度は「受付領域の共同利用」、令和8年度は「審査・支払領域の共同利用」が求められております。

中段の開発経費として、令和6年度の更改には総額で407億円必要でございますが、全国の国保連合会・国保中央会の保有財源は251億円でございます。新潟県連合会分として中央会への「国保総合システム開発負担金」は令和4年度・令和5年度で合計4億3千万円が必要でございますが、これにつきましては今年度積立が終了いたします。

しかし、クラウド化・共同開発による大幅な費用増による不足分156億円は、昨年の春から市長会、町村会など地方6団体からのご協力をいただき国庫補助要求し、令和3年度補正予算で54億円措置され、残り102億円につきましても令和5年度予算として要求して参りません。

令和8年度更改については、現時点の非常に粗い試算ではございますが、約400億円弱の開発経費が必要と見込まれております。

下段の「国保中央会負担金として予定されている増額」としては、令和4年度・5年度国保中央会赤字事業の対応として2年間で2,100万円増額と、令和6年度・7年度は上段のクラウド化による運用費、システム運用費用の増額によって年間で約1億2,300万円増額が示されております。

今後の対応としまして、開発負担金・国保中央会負担金増額への対応でございます。左側の令和4年度・令和5年度の開発負担金は、平成28年度の前回のシステム更改から次期更改に向けシステム機器の購入費用、導入費用を毎年5分の1ずつ積み立ててきた減価償却積立資産と導入作業積立資産が今年度で積立が終了しますので、こちらを充てます。下段の中央会負担金の増額は繰越金を充てて参ります。従いまして、令和4年度・5年度は保険者さんには新たな負担増は求めません。

しかしながら、右側に記載の令和6年度以降の負担金につきましては、現時点では財源がございませんので、本会の対応として新たに「ICT積立資産の積立」を開始させていただきたいものでございます。

積立方法は二つございます。まず一つ目の積立方法として、国保と後期の会計で令和4年度・5年度の2か年におきまして、今年度で積立が終了する「減価償却積立資産相当額」をICT積立資産に積み立てる方法。

もう一つの積立方法として、今年度から一般会計を除く全会計において、決算剰余金をICT積立資産に積み立てさせていただきたいと考えております。

更に、運営努力を重ねて参ることと併せまして、国庫補助を求めて参りますが、最後の対応として、現状ではやむを得ず手数料等の増額改定をお願いすることも想定されます。その場合には、早期に情報提供を行い、協議をお願いいたしますことをご承知置き下さるようお

願ひ申し上げます。

積立方法①の具体例でございますが、資料No.2の3ページをお開き下さい。

積立目的・積立方法につきましては今ほどご説明したとおりでございますが、国保会計での積立額は、令和4年度の①、令和5年度の③、合わせまして2か年で⑤の約1億3,200万円。後期会計の積立額は、令和4年度の②、令和5年度の④、2か年で⑥の約5,500万円。合計で⑦の約1億8千万円の積立を見込んでおります。

続きまして4ページをご覧下さい。中段の積立方法になりますが、1の「単式会計決算において会計別の実質剰余金を当該年度の3月末日までに積立てる」。3の「積立額及び予算措置の了承」につきましては、当該年度の2月理事会及び通常総会へ議案を提出し、承認をいただきたいと考えております。今年度分につきましては、ご了承をいただければ、国保は約5,700万円、介護は2,200万円を積立させていただきたいと考えております。

今一度整理しますと、令和4年度・5年度につきましては財源がございますので、新たな負担はお願いいたしません。しかしながら、6年度以降も開発・運用費用の増加に伴いまして国保中央会負担金の増額が見込まれることから、引き続き国庫補助獲得に向け市長会、町村会をはじめ地方6団体へ協力要請を行って参りますと共に、ICT積立資産への積立を開始させていただきたいと考えております。

積立方法の一つ目としましては、令和3年度で積立終了いたします「減価償却引当資産」等を原資としまして、令和4年度・5年度の2か年で総額約1億8,800万円を積み立てる。

積立方法の二つ目としましては、一般会計以外の会計で、本年度から単式決算での実質剰余金を当該年度の3月末日までに積立を行いたいと考えており、今年度は国保5,723万円、介護2,274万円を予定しております。

最後になりますが、当然、私共としましては経費削減の努力をさせていただきますが、やむを得ず手数料増額をお願いする可能性がありますことをご承知置きいただきたいと思ひます。その場合につきましては、早期の情報提供と協議をさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(2)につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

(意見・質問等なし)

ご質問等がないようですので、議決事項の(2)につきましてお諮りいたします。

原案のとおりご承認いただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定し、通常総会に提出いたします。有難うございました。
次に、議決事項の(3)「令和3年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」、事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

資料No.3の1ページをご覧下さい。議決事項(3)「令和3年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」ご説明いたします。

各会計補正予算総括表(案)にてご説明いたします。6つの会計の10の勘定で補正をお願いするものでございます。補正額が大きいもの等、ポイントをご説明いたします。

まず初めに「一般会計 歳入歳出予算 第三次補正」でございしますが、特定健診特別会計への繰出金として諸支出金394万6千円を増額しておりますが、予備費を充てるため補正額としては0円でございます。

続きまして「診療報酬審査支払特別会計 歳入歳出予算 第三次補正」での「業務勘定」は、二つの保険者さんから二次点検事業委託申込が令和3年度に新規であったこと、住所地外コロナワクチン接種が見込みより増加したこと、先程ご承認いただきましたICT積立資産への積立金の増額を含めまして、2,228万3千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして「支払勘定」は、高額療養費の増額に伴うものでございます。

「公費負担医療に関する支払勘定」につきましても、コロナウイルス感染症での医療費は全て公費負担となりますが、見込みより増加したものでございます。

「抗体検査等費用に関する支払勘定」は、住所地外でのコロナワクチン接種費用の支払が見込みより増加したものでございます。

「後期高齢者医療事業特別会計 第二次補正」での「支払勘定」・「公費負担医療支払勘定」につきましても、国保の支払勘定と同様の理由でございます。

続きまして2ページの「介護保険事業関係業務特別会計 第二次補正」での「業務勘定」は、先程ご承認いただきましたICT積立資産への積立金として、積立金を2,273万9千円増額しておりますが、予備費を充てるため補正額は0円でございます。

「特定健診・特定保健指導等事業特別会計 第二次補正」の「業務勘定」につきましても、従前から赤字会計でございまして、一般会計より繰入れを行っていましたが、取扱件数減少により繰入額の増、減価償却引当資産の増額補正でございます。詳細につきましては5ページ以降に記載しております事項別明細書をご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長 小林理事長】

今、事務局から説明のありました議決事項の(3)につきまして、ご質問等がございませ

たらお願いします。

(意見・質問等なし)

ご質問等がないようですので、議決事項の(3)につきましてお諮りいたします。
原案のとおりご承認いただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定し、通常総会に提出いたします。有難うございました。

次に、議決事項の(4)「令和4年度事業計画(案)について」、議決事項の(5)「令和4年度負担金及び手数料(案)について」、議決事項の(6)「令和4年度各会計歳入歳出予算(案)について」の3議題について、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

それでは、議決事項(4)「令和4年度事業計画(案)について」説明いたします。

資料No.4の1ページをお開き下さい。1の基本方針、本会を取り巻く情勢でございます。縷々記載しておりますがポイントを要約しますと、最初の○のセンテンスになりますが、景気低迷、新型コロナウイルス感染症拡大等で経済状況が厳しい中、高齢化の進展、医療技術の高度化などにより医療費の増加が続いております。更に、様々な構造的問題により国保制度の運営は依然として厳しい状況にあります。

二つ目の○になりますが、国は「官民挙げたデジタル化促進」として社会全体のデジタル化を推進し、『経済・財政一体化改革』の社会保障改革では保険者努力支援制度に基づく予防・重症化予防・健康づくりへの支援を推進し、審査支払機関改革を含むデータヘルス改革を確実に進めるとしております。

三つ目の○になりますが、審査支払機関改革の動向につきまして、昨年度末に厚労省、国保中央会、支払基金は審査支払機関システムの段階的な共同利用を盛り込んだ「審査支払機能に関する改革工程表」を策定・公表し、デジタル庁と連携しシステムの共同開発を着実に進めるとされております。

開発費用の大幅増により連合会だけでは賄い切れず、手数料増額を避けるには国庫補助獲得が必要不可欠であり、国保中央会、各連合会が国庫補助獲得に向け市長会、町村会など地方6団体へ協力要請を行い、関係省庁、国会議員等へ陳情を行っております。

令和3年度補正予算でシステム整備支援54億円が予算措置されましたが、令和5年度以降の国庫補助獲得に向け引き続き要請が必要でございます。

2の基本方針でございます。本会では国の動向を確実にキャッチアップし対応していくため、保険者共同体としての責務と本会を取り巻く情勢、保険者の厳しい財政状況を十分認識

し、最小の経費で最大の効果を上げるべく、国が進めるデータヘルス改革、保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業支援を図り、保険者ニーズ等を反映した各種共同処理業務の遂行に努め、7つの重点事項を掲げ、より一層保険者から信頼される国保連合会を目指して参ります。

3 ページをお開き下さい。次に第2の重点事項でございます。取り組みの柱として上段の囲みの7項目を重点事項といたしました。重要部分のポイントをご説明いたします。

1の保険者ニーズを反映した共同事業の拡充及び円滑な実施でございますが、共同事業は各保険者共通常務を一元的な処理により事務負担軽減、スケールメリットによる経費削減が目的で、来年度につきましては(4)高額療養費支給決定通知書作成業務を新たに開始いたします。

4 ページをご覧ください。2の保険者が行う保健事業への支援での(5)高度なデータ分析による特定健診受診率向上支援事業は、民間事業者のナッジ理論等のノウハウを活用し受診率向上に寄与する事業です。保険者努力支援制度評価点の増点、多数の保険者での実施による価格面のスケールメリットが期待できます。

5 ページをお開き下さい。3の診療報酬等の審査及び支払業務の充実・強化は、本会基幹業務であります画面審査システム等を最大限活用し、コンピューターチェックの効率化、効果的な運用を図って参ります。

6 ページをご覧ください。4の後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営では、記載の11業務を受託し、広域連合と連携を図り確実に円滑な業務運営を行って参ります。

5の県受託事業の円滑な実施については、引き続き国保ヘルスアップ支援事業、住所地外での新型コロナウイルスワクチン接種費用請求支払業務を受託し、円滑かつ確実に実施して参ります。

7 ページをお開き下さい。6の介護保険並びに障害者総合支援関係業務の円滑な運営及び共同事業の拡充では、記載の業務に加えまして、令和5年度開始予定のケアプランデータ連携業務に向け、確実に準備を進めて参ります。

7の人材育成の更なる推進及びコンプライアンスの徹底につきましては、本会理念の「保険者の共同体として国民健康保険の発展に貢献する」に向けまして、様々な取り組みを通じ人材育成を推進して参ります。

第3の実施事業でございますが、重点事項以外の事業でございますが説明は省略させていただきます。

続きまして、議決事項(5)「令和4年度負担金及び手数料(案)について」説明いたします。

資料No.5の1ページをご覧ください。令和4年度の負担金、手数料を記載しております。中央会への負担金につきましては、いくつか値上げがございますが、令和3年度と変更なく令和4年度も同額でお願いするものであります。

続きまして、議決事項(6)「令和4年度各会計歳入歳出予算(案)について」説明させて

いただきます。

資料No.6 の 1 ページをお開き下さい。各会計予算総括表で説明させていただきます。

一般会計は保険者からの負担金を財源に、主に会務運営費の会計でございます。対前年度比▲275 万 7 千円、▲0.5%の 5 億 4,380 万 5 千円の予算でございます。県の人口減、短時間労働者の社会保険適用拡大等により、国保被保険者減少による保険者からの負担金収入の減、県ヘルスアップ事業費の減等が理由でございます。

次に特別会計でございますが、2 ページでございます役職員退職手当特別会計を除く各特別会計には、当該会計の事務経費を取り扱う業務勘定と、診療報酬・介護保険給付費等を保険者に請求し医療機関・介護施設等へ支払う支払勘定がございます。各支払勘定は受払勘定で、過去 3 年間の支払実績、本年度の決算見込等を踏まえ予算計上しておりますので個々の説明は省略させていただきます。

診療報酬審査支払特別会計の業務勘定でございます。対前年度比+2 億 565 万 5 千円、+14.3%で、16 億 4,185 万 2 千円となります。これは、国保総合システム更改に伴います国保中央会負担金の増額と、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を当初予算に計上したことによる増額でございます。

後期高齢者医療事業関係特別会計の業務勘定でございます。対前年度比+7,268 万円、+5.5%で、13 億 8,855 万円の予算となっております。後期高齢者につきましては令和 7 年度（2025 年度）まで増加が続くと想定されておりますが、被保険者数増に伴う取扱件数増による手数料収入の増、国保総合システム更改に伴います国保中央会負担金の増額が理由でございます。

介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定は、対前年度比+1,787 万 7 千円、+5.2%で 3 億 6,431 万 1 千円となりまして、繰越金及び予備費の増でございます。

2 ページをご覧ください。障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定につきましては、対前年度比▲175 万円、▲2.1%で、8,019 万 5 千円の予算となっております。取扱件数増加により手数料収入は増額しますが、繰越金及び予備費の減により減額となっております。

特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定につきましては、対前年比▲626 万 6 千円、▲4.3%の、1 億 4,033 万 4 千円となっております。これにつきましては、健康づくりのための情報提供事業費の 3 年度予算見込額が過大であったため減額でございます。

役職員退職手当特別会計でございます。対前年比▲2,224 万 5 千円、▲29.1%の 5,420 万 9 千円となりまして、令和 4 年度の定年退職予定者が 1 名減のためでございます。

以上、各特別会計の支払勘定を含めた令和 4 年度予算総額につきましては、対前年度比▲63 億 3,768 万 4 千円、▲0.8%の 7,449 億 3,009 万 7 千円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(4)から(6)の3議題につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

ご質問等がないようですので、議決事項の(4)から(6)の3議題につきまして、一括してお諮りいたします。

原案のとおりご承認いただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定し、通常総会に提出いたします。有難うございました。次に、議決事項の(7)「表彰規程に基づく国保永年勤続表彰者の選考(案)について」、議決事項の(8)「第151回通常総会の開催日程(案)について」の2議題について一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(7)「表彰規程に基づく永年勤続表彰者の選考(案)について」説明いたします。

資料No.7の1ページ、2ページをご覧ください。今年度の被表彰者候補者は記載の4名の皆様でございます。ご選考のほどよろしく願いいたします。

なお、例年、総会におきまして表彰を行っておりましたが、昨年と同じく今年度も感染症対策のため表彰は行わず、お名前を読み上げさせていただき、表彰状と記念品につきましては郵送させていただきます。

続きまして、議決事項(8)「第151回通常総会の開催日程(案)」でございます。

資料No.8の1ページをお開き下さい。第151回通常総会を2月22日(火)、午後1時30分から自治会館本館1階講堂におきまして、本日ご審議いただいた案件についてご協議いただきたく開催するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(7)(8)の2議題につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

ご質問等がないようですので、議決事項の(7)(8)の2議題につきまして、一括してお諮りいたします。

原案のとおりご承認いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。有難うございました。

なお、只今決定された表彰者につきましては、通常総会の場においてご報告することとしております。

次に、議決事項の(9)「副理事長の互選について」、事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

それでは、議決事項(9)「副理事長の互選について」説明いたします。資料No.9の1ページをお開き下さい。

まず最初に、大変恐縮ですが、資料の訂正をお願いいたします。表の中段、中ほどに阿賀野市 田中市長のお名前を二つ記載してございますので、中段の阿賀野市長のお名前を削除していただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

では、資料の説明をさせていただきます。本会副理事長でありました伊藤五泉市長の退任に伴いまして、本会規約第23条により、本理事会において新たな副理事長を互選するものがございます。任期につきましては、現役員任期の残任期間である令和5年7月末日までとなります。

なお、副理事長の選任につきましては、これまでの正副理事長会議におきまして「現職を優先する」、「市長会・町村会の会長若しくは副会長」、「市町村長在職年数を優先する」の3つの申合せ事項がありますことをご報告させていただきます。

また、空席となっております理事につきましては、現在、関係団体に推薦依頼を行っております。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局より副理事長選任に関する説明がありましたが、ご意見等がございましたらお願いします。

【阿賀野市 田中副理事長】

今ほど説明のありました申合せ事項にあるとおり、副理事長については、「市長会・町村会の会長若しくは副会長」ということですので、現連合会理事を務めておられます町村会の副会

長である田村湯沢町長さんを推薦したいと思います。

【議長 小林理事長】

有難うございます。只今、田中副理事長よりご意見がありましたが、他にございますでしょうか。

(意見・質問等なし)

ご意見等がないようですので、新たな副理事長には田村湯沢町長さんに就任いただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは田村町長さんより、一言ご挨拶いただきたいと思います。

【湯沢町 田村副理事長】

今ほど副理事長に選任いただきました田村でございます。副理事長という大役ではございますが、他の理事の皆さんからご協力いただきながら、誠心誠意努めて参りますのでよろしくお願いたします。

【議長 小林理事長】

有難うございました。

続きまして、報告承認事項に移ります。報告承認事項の(1)「規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(1)「規則の一部改正」についてご説明いたします。

資料No.10の1ページをお開き下さい。令和3年11月29日、小林理事長より専決処分として決裁をいただいている案件のご報告でございます。

職員給与規則でございますが、令和3年12月の期末手当を県人事委員会勧告にならい、0.1月減額したものでございます。以上で報告を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(1)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

ご質問等がないようですので、報告承認事項の(1)「規則の一部改正について」、ご承認いただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご承認いただき、有難うございました。

続きまして、報告承認事項の(2)「令和3年度各会計歳入歳出予算の補正について」、事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(2)「令和3年度各会計歳入歳出予算の補正」についてご説明いたします。

資料No.11の1ページをお開き下さい。こちらも令和3年12月17日、小林理事長より専決処分として決裁をいただいている案件のご報告でございます。

一般会計歳入歳出予算 第二次補正でございますが、国の新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、介護サービス・障害福祉サービス事業所などでのマスク・消毒液などの購入経費を支援する事業を、令和4年1月から3月に都道府県が実施いたします。

本事業の申請受付、支払事務について厚労省からの協力要請、県からの委託申出により、本会が実施いたします。県予算補正額のうち、本会委託分として計上された額と同額でございます9,740万2千円の補正について、理事長から専決処分いただいたことを報告します。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(2)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

ご質問等がないようですので、報告承認事項の(2)につきましてお諮りいたします。原案どおりご承認いただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご承認いただき、有難うございました。

次に「その他」として、「期間限定となっている介護保険審査支払手数料単価について」、事

務局より説明願います。

【事務局 石井事務局長】

「期間限定となっている介護保険審査支払手数料単価について」、ご説明いたします。

資料No.12の1ページをお開き下さい。1の概要でございますが、現在、介護給付費等審査支払手数料は1件40円で運営してございます。この単価は平成28年度から令和4年度までの7年間、60円から20円引き下げた期間限定単価といたしまして、平成28年2月の第139回通常総会にてご承認いただいたものでございます。

令和4年度の当該期間満了に伴いまして、令和5年度には「原則的には60円に戻す単価改定」をさせていただく予定となっておりますが、今後の取扱件数の伸びと、国保中央会における介護保険審査支払システム更改に伴う負担金増額改定が想定されております。

中段2の今後の進め方といたしましては、令和5年度の手数料単価改定につきましては、取扱件数の伸び、中央会負担金等を勘案した単価積算のうえ、介護保険主管課長会議及び幹事会での十分な説明に努め、来年度の理事会、総会へ提案させていただきます。

なお、この内容につきましては、介護保険主管課長会議を1月20日に開催し説明を行っております。

また、手数料単価を60円から期間限定の単価40円とした理由等、経過につきましては、本資料2ページ、3ページに記載してございます。以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました内容につきまして、ご質問等がございましたら願います。

(意見・質問等なし)

ご質問等がないようですので、以上をもちまして、全議案の審議が終了いたしました。折角の機会でございますので、他に何かございましたら願います。

(意見・質問等なし)

ないようでありますので、以上をもちまして議事を終了いたします。

皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。大変有難うございました。

閉 会

閉会 午後 3 時 30 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 4 年 4 月 5 日

議長 小林 剛 章 

令和 4 年 3 月 11 日

署名理事 滝沢 亮 

令和 4 年 3 月 15 日

署名理事 佐藤 政乙 

